

大和市告示第40号

大和市認知症の人への支援に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月18日

大和市長 大 木 哲

大和市認知症の人への支援に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市認知症の人への支援に関する要綱（平成28年大和市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、大和市認知症1万人時代条例（令和3年大和市条例第10号。以下「条例」という。）第3条に規定する基本理念にのっとり、認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、認知症の人への支援について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「徘徊」を「徘徊^{はいかい}」に、「家族、親族又は知人等」を「家族等」に改め、同条第2項中「大和警察署若しくは市又は」を「神奈川県警察大和警察署、市又は本市の」に、「引渡す」を「引き渡す」に改め、同条を第3条とし、第6条を第4条とし、第7条を第5条とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。